

令和元年 6 月

狛江市議会第 2 回定例会提出議案

提 出 議 案

3-

- | | | |
|----|---|------|
| 1 | 議案第20号 平成31年度狛江市一般会計補正予算（第2号） | -3- |
| 2 | 議案第21号 平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号） | -5- |
| 3 | 議案第22号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | -7- |
| 4 | 議案第23号 狛江市学校給食費の徴収に関する条例 | -9- |
| 5 | 議案第24号 狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | -11- |
| 6 | 議案第25号 狛江市介護保険条例の一部を改正する条例 | -15- |
| 7 | 議案第26号 狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | -17- |
| 8 | 議案第27号 狛江駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例 | -19- |
| 9 | 議案第28号 狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例 | -21- |
| 10 | 同意第4号 狛江市監査委員の選任につき同意を求めることについて | -23- |
| 11 | 同意第5号 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | -25- |
| 12 | 同意第6号 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて | -27- |

議案第 20 号

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第20号別紙

平成31年度

狛江市一般会計補正予算(第2号)

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第2号）

平成31年度狛江市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,727,706千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月10日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
14. 国 庫 支 出 金		4,270,130	175,036	4,445,166
	1. 国 庫 負 担 金	3,815,986	13,555	3,829,541
	2. 国 庫 補 助 金	434,207	158,130	592,337
15. 都 支 出 金	3. 委 託 金	19,937	3,351	23,288
		4,879,094	7,577	4,886,671
	1. 都 負 担 金	1,351,822	6,777	1,358,599
19. 繰 越 金	3. 委 託 金	224,996	800	225,796
		105,973	7,597	113,570
	1. 繰 越 金	105,973	7,597	113,570
20. 諸 収 入		147,161	1,000	148,161
	6. 雑 入	131,143	1,000	132,143
歳 入	合 計	28,536,496	191,210	28,727,706

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
1. 議 会 費		315,916	△4,340	311,576
	1. 議 会 費	315,916	△4,340	311,576
2. 総 務 費		2,670,012	4,515	2,674,527
	1. 総 務 管 理 費	1,931,013	4,515	1,935,528
3. 民 生 費		15,809,600	46,951	15,856,551
	1. 社 会 福 祉 費	5,802,357	30,482	5,832,839
	2. 児 童 福 祉 費	7,707,037	16,469	7,723,506
7. 商 工 費		120,503	133,070	253,573
	1. 商 工 費	120,503	133,070	253,573
9. 消 防 費		1,138,095	1,644	1,139,739
	1. 消 防 費	1,138,095	1,644	1,139,739
10. 教 育 費		2,706,772	9,370	2,716,142
	1. 教 育 総 務 費	451,606	4,151	455,757
	4. 幼 児 教 育 費	234,337	5,219	239,556
歳 出	合 計	28,536,496	191,210	28,727,706

狛江市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	金	4,270,130	175,036	4,445,166
15. 都支金	金	4,879,094	7,577	4,886,671
19. 繰越	金	105,973	7,597	113,570
20. 諸収	入	147,161	1,000	148,161
歳入	合計	28,536,496	191,210	28,727,706

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		財源		
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
1. 議会費	315,916	△4,340	311,576	0	0	0	0	△4,340
2. 総務費	2,670,012	4,515	2,674,527	0	0	0	0	4,515
3. 民生費	15,809,600	46,951	15,856,551	33,396	6,777	0	0	6,778
7. 商工費	120,503	133,070	253,573	133,070	0	0	0	0
9. 消防費	1,138,095	1,644	1,139,739	0	0	0	1,000	644
10. 教育費	2,706,772	9,370	2,716,142	8,570	800	0	0	0
歳出	28,536,496	191,210	28,727,706	175,036	7,577	0	1,000	7,597

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1. 民生費国庫負担金	千円 3,805,602	千円 13,555	千円 3,819,157	7.	低所得者介護保険料軽減負担金	千円 13,555	千円 1. 低所得者介護保険料軽減負担金
計	3,815,986	13,555	3,829,541				

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
2. 民生費国庫補助金	千円 322,827	千円 25,060	千円 347,887	3.	障がい者自立支援事業費補助金	千円 3,372	千円 1. 地域生活支援事業費等補助金
				4.	児童福祉費補助金	21,688	8. 子ども・子育て支援事業費補助金
6. 商工費国庫補助金	0	133,070	133,070	1.	商工費補助金	133,070	1. プレミアム付商品券事業費補助金 2. プレミアム付商品券事務費補助金
計	434,207	158,130	592,337				75,000 58,070

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
4. 教育費委託金	千円 0	千円 3,351	千円 3,351	1.	教育総務費委託金	千円 3,351	千円 1. いじめ対策・不登校支援等推進事業委託金
計	19,937	3,351	23,288				

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 都支出金
(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1. 民生費都負担金	千円 1,343,060	千円 6,777	千円 1,349,837	8.	低所得者介護保険料軽減負担金	千円 6,777	千円 1. 低所得者介護保険料軽減負担金
計	1,351,822	6,777	1,358,599				

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
5. 教育費委託金	千円 6,767	千円 800	千円 7,567	1.	教育総務費委託金	千円 800	千円 3. オリリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金
計	224,996	800	225,796				

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1. 繰越金	千円 105,973	千円 7,597	千円 113,570	1.	繰越金	千円 7,597	千円 1. 前年度繰越金
計	105,973	7,597	113,570				

(款) 20. 諸収入

(項) 6. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1. 雑入	千円 131,143	千円 1,000	千円 132,143	2.	コミュニティ助成金	千円 1,000	千円 1. 自治総合センターコミュニティ助成金
計	131,143	1,000	132,143				

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説 明	
				特 定		財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
											千円		千円
1. 議 会 費	千円 315,916	千円 △4,340	千円 311,576		千円	千円	千円	△4,340		千円		千円	2. 議会関係費 △4,340
								△4,340			3. 職員手当		〔議会事務局〕 職員手当 △4,340
計	千円 315,916	千円 △4,340	千円 311,576					△4,340					

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明		
				特			定			一般財源	区分		金額	
				国支	都支	出金	地方債	その他						
									千円					千円
7. 企画費	千円 112,850	千円 4,515	千円 117,365									千円	22. ぽかぽか広場関係費 〔政策室〕 委託料 イベント広場基本構想策定支 援委託 4,515	千円 4,515
計	千円 1,931,013	千円 4,515	千円 1,935,528											

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節			説明							
				補正額の特		財源				区	分	金		額						
				国	支	都	支	出	金						地	方	債	そ	の	他
4. 老人福祉費	千円 2,055,874	千円 27,110	千円 2,082,984	千円 13,555	千円 13,555	千円 6,777	千円 6,777	千円 6,777	千円 6,778	千円 6,778	千円 28.	千円 繰出金	千円 繰出金	千円 繰出金	千円 繰出金	千円 繰出金	千円 繰出金			

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	説明	
				補正額の財源内訳				一般財源			
				国支出金	都支出金	地方債	その他の				
2. 商工振興費	千円 26,350	千円 133,070	千円 159,420	千円 133,070	千円	千円	千円	千円	千円	千円	5. プレミアム付商品券事業 133,070
				133,070							〔プレミアム付商品券推進室〕 報酬 嘱託職員報酬 2,450 嘱託職員報酬 (時間額報酬) 2,900
											旅費 4 普通旅費 (4) 職員出張旅費 需用費 1,036 (465) 消耗品費 事務用消耗品 印刷製本費 (571)
											役務費 6,070 通信運搬費 (6,070) 郵送料 5,435 電話架設料 164 電話料 471 委託料 21,335 プレミアム付商品券システム 導入委託 3,926 プレミアム付商品券事業支援 業務委託 17,409 使用料及び賃借料 複合機借上 275 負担金、補助及び交付金 99,000 プレミアム付商品券事業補助 金

計	120,503	133,070	253,573	133,070						
---	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	--

(款) 9. 消防費
(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明	
				国支出金	都支出金	地方債	財源		一般財源	区分	金額		
							その	他					
													千円
2. 非常消防費	千円 107,500	千円 1,644	千円 109,144	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							1,000	644					
							1,000	644			18. 備品購入費	1,644	
												2. 消防施設維持管理費 〔安心安全課〕 備品購入費 消防装備用備品	1,644
計	1,138,095	1,644	1,139,739				1,000	644					

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明					
				特		源			区	分		金	額			
				国	都	地	債	所						他	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円					
3. 教育指導費	265,763	4,151	269,914	千円	3,351	800						29. オリンピック・パラリンピック	800			
						800									8. 報償費	364
															11. 需用費	680
															1. 消耗品費	430
															4. 印刷製本費	250
															12. 役務費	53
															1. 通信運搬費	5
															3. 手数料	40
															6. 保険料	8
															14. 使用料及び賃借料	2,838
										18. 備品購入費	216					
												運搬手数料 使用料及び賃借料 楽器借上	60			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明		
				特	定			一般財源	区	分		金	額
					国支出金	都支出金	地方債						
3.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	備品購入費 事業用備品 216		
											37. いじめ対策・不登校支援等推進 事業 3,351		
											(指導室) 報償費 講師等謝礼 需用費 消耗品費 事業用消耗品 印刷製本費 事業報告書等印刷 役務費 保険料 傷害保険 使用料及び賃借料 校外学習施設利用料等 ICT学習システム使用料		
											236 329 (79) (250) 8 (8) 2,778 300 2,478		
計	451,606	4,151	455,757	3,351	800								

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特		定			一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 幼児教育 振興費	千円 234,337	千円 5,219	千円 239,556	千円 5,219	千円	千円	千円	千円		千円	5. 子育てのための施設等利用給付 5,219	
				5,219					226			
				5,219					200			
								26				
											〔子育て支援課〕 需用費 消耗品費 226 (200)	
											12. 役務費 263	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費			合 計 (千円)	備 考
		職 員 報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月分) 期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)		
補 正 後	長 等	3		28,716	(4.60)			42,279	48,898
	議 員	22	123,951		(4.40)			173,490	217,481
	その他の 特別 職	1,291	699,798					699,798	699,798
	計	1,316	823,749	28,716	63,102			915,567	966,177
補 正 前	長 等	3		28,716	(4.60)			42,279	48,898
	議 員	22	123,951		(4.40)			177,830	221,821
	その他の 特別 職	1,286	690,982		53,879			690,982	690,982
	計	1,311	814,933	28,716	67,442			911,091	961,701
比 較	長 等	0		0	(0.00)			0	0
	議 員	0	0		(0.00)			△4,340	△4,340
	その他の 特別 職	5	8,816					8,816	8,816
	計	5	8,816	0	△4,340			4,476	4,476

議案第 21 号

平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要性が生じたため。

議案第21号別紙

平成31年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成31年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,546,713千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月10日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
1. 保 険	料	1,426,284	△27,110	1,399,174
	1. 介 護 保 険 料	1,426,284	△27,110	1,399,174
8. 繰 入	金	961,547	27,110	988,657
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	922,740	27,110	949,850
歳	入 合 計	6,546,713	0	6,546,713

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
1. 保険料		1,426,284	△27,110	1,399,174
8. 繰入金	金	961,547	27,110	988,657
歳入合計	計	6,546,713	0	6,546,713

2. 歳入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1. 第1号被保険者 保 険 料	千円 1,426,284	千円 △27,110	千円 1,399,174	1. 現 年 度 分	千円 △27,110	1. 特別徴収保険料 2. 普通徴収保険料	千円 △21,926 △5,184
計	1,426,284	△27,110	1,399,174				

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
4. 低所得者保険料 軽 減 繰 入 金	千円 13,531	千円 27,110	千円 40,641	1. 低所得者保険料 軽 減 繰 入 金	千円 27,110	1. 低所得者保険料軽減繰入金	千円
計	922,740	27,110	949,850				

(款) 8. 繰入金

議案第 22 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 10 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(狛江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 狛江市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年条例第 20 号) の一部を次のよ
うに改正する。

別表備考第 2 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(狛江市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 狛江市情報公開条例(平成 12 年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(狛江市個人情報保護条例の一部改正)

第 3 条 狛江市個人情報保護条例(平成 13 年条例第 1 号) の一部を次のように改正す
る。

第 21 条第 2 項第 3 号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の
一部改正)

第 4 条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例(平成 27 年条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 3 号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第 3 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第 5 条 狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成 28 年条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行に伴い、関係する条例に所要の改正を行うため。

議案第 23 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市学校給食費の徴収に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）

第 3 条第 1 項に規定する学校給食

(2) 学校給食費 法第11条第 2 項に規定する学校給食に要する経費

(3) 児童等 学校給食を受ける児童及び生徒

(4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者

(5) 教職員等 児童等及び保護者以外の者で学校給食を受けるもの

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、狛江市立学校設置条例（昭和39年条例第 5 号）の規定により設置する学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の額)

第 4 条 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の徴収)

第 5 条 市長は、保護者及び教職員等から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の納付)

第 6 条 保護者及び教職員等は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費の月額を調整することができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 学校給食の申込みその他この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由

市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるため。

議案第 24 号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え，同条に次の 4 項を加
える。

- 2 市長は，家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であって，次の各号に掲げる要件の全てを満た
すと認めるときは，前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - （1） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - （2） 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす
るための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において，家庭的保育事業者等は，次の各号に掲げる場合の区分
に応じ，それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - （1） 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次
号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替
保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又
は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者
等」という。）
 - （2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案
して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は，家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認めるときは，同号の規定を適用しないことが
できる。
- 5 前項の場合において，家庭的保育事業者等は，法第59条第 1 項に規定する施
設のうち，次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって，
市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者

として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の2号を加える。

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を第2条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付則第3条中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 25 号

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 第 1 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「32,200円」を「26,800円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,800円」とあるのは、「39,300円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「26,800円」とあるのは、「51,800円」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、第 1 号被保険者の平成31年度の保険料率を改めるため。

議案第 26 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条，第6条第1項及び第8条第1項中「及び別表第4」を「，別表第4及び別表第5」に改める。

第11条中「又は第7条」を「，第7条又は第8条第1項」に改める。

別表第1に次のように加える。

4	調布都市計画一中通り沿道地区地区整備計画区域	調布都市計画一中通り沿道地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
---	------------------------	---

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第3条，第6条，第8条関係）

調布都市計画一中通り沿道地区地区整備計画区域

計画地区の区分	幹線道路沿道地区	幹線道路沿道地区
建築物の用途の制限	1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 倉庫業を営む倉庫 3 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの	1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 トランクルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地，埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの

建築物の敷地面積の 最低限度	-	70平方メートル
建築物の高さの最高 限度	-	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

調布都市計画一中通り沿道地区地区計画の決定に伴い、地区整備計画区域を加えるため。

議案第 27 号

狛江駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

狛江駅北口地下駐車場条例（平成 7 年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表定期駐車使用料の項を次のように改める。

定期駐車 使用料	(1) 全日 月額18,900円	(1) 全日 月額4,800円
	(2) 平日 月額10,500円	(2) 平日 月額2,700円
	(3) 夜間 月額8,400円	(3) 夜間 月額2,100円

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、令和元年10月 1 日以後に駐車場を利用する使用料から適用し、令和元年10月 1 日前の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の変更に伴い、定期駐車使用料の額を改めるため。

議案第 28 号

狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道使用料条例の一部を改正する条例

狛江市下水道使用料条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第5条に次の2項を加える。

- 4 前項に定める税率に変更があったときは、変更があった月の2月後の使用料から適用し、同月前の使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定による税率変更後最初に適用される月（以下「適用月」という。）及び適用月の前月に係る使用料は、排出量を各月分均等に排出したものとみなす。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の変更に伴う規定を加えるため。

同意第 4 号

狛江市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市監査委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東野川二丁目
氏名・年齢	東海林 和彦 ・ 67歳

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第 1 項の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 5 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市和泉本町三丁目
氏名・年齢	石川 慶一郎 ・ 54歳

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第 3 項の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 6 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都町田市南大谷
氏名・年齢	佐藤 正志 ・ 70歳

令和元年 6 月10日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求めるため。